

総務委員会

令和2年9月29日（火）

午前10時00分～午前11時45分

議会第1会議室

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 池田総務部長
 - ・企画調整部 大串企画調整部長
 - ・市民生活部 三島市民生活部長
 - ・地域振興部 古賀地域振興部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○松永幹哉委員長

これより総務委員会を開催いたします。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りします。お手元の審査日程案どおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、審査日程に基づき付託議案の審査に入りますので、総務部に関する議案の審査に関係のない職員の皆様は退席されて結構です。

◎関係職員以外退席

○松永幹哉委員長

それでは、総務部に関する議案の審査に入ります。

まず、第89号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第89号議案 字の区域の変更について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明に対して委員の皆様から御質疑をお受けします。

質疑ある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第89号議案の質疑を終わります。

次に、第94号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第94号議案 佐賀市防災総合システム2期整備工事請負契約の締結について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

質疑ある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

今回の工事で三瀬と川副ということなんですけれども、プロポーザルで1者のみで前回と同じところというところで落ち着いたようですけれども、500点満点中300点が合格点で、ここに関しては322点ということで、ぎりぎりといえばぎりぎりかというところで、足りない部分ですね、特に行政として注意しないといけない部分というのは、どういう点があるんでしょうか。

○消防防災課防災対策係長

今回このような点数、いわゆる平均点になったというようなところではございますが、今回、参加が1者だけであったということがこの平均点に近かったという理由の一つだろうというふうに考えております。優劣をつけるというよりは、妥当性があるかというところで、妥当であるというところに点数が集中したということも一つの要因であろうかというふうには思っております。

ただ、おっしゃるとおり、点数としては平均というか、合格ラインのぎりぎりのところの点数ということでありますので、その施工状況等に関しましては、しっかりと確認をする必要があるというふうには思っておりますけれども、今回の審査に関しては審査員の皆様からも「妥当である」以上の点数をいただいております、施工に関しては問題のない業者選定ができたというふうに考えております。

○白倉委員

分かりました。

それで、要するに点数方式ですから、足りない部分というのはどういうふうな点があったのかは把握していらっしゃいますか。

○消防防災課防災対策係長

今回、全ての項目を見たところで、1点だけやや劣っているというような評価を受けたところが、ライフサイクルコストの部分でございます。どうしてもこの機器自体が非常に高額なものでございます。また、耐用年数も決して何十年もというようなものではありません。

せんので、そういったところでこの機能を維持していくための提案というところは、今後
も十分な計画が必要であるというふうに考えておりますし、どういうふうな資金計画とい
いますか、事業計画を持って、今後もこの防災システムを維持していくのかというところ
に関しては協議が必要だというふうに思っております。この1期、2期が同じ事業者になっ
たということですので、1期からの引継ぎも含めて、しっかりと今後の機能の維持という
ものに努めていきたいというふうに考えております。

○白倉委員

分かりました。その点なんでしょうね、維持管理の部分を行政もしっかりと協議、注視
しながら進めていかれるということですので、よろしく願いしておきます。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようですので、第94号議案の質疑を終わります。

次に、第98号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第98号議案 専決処分について（令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）） 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

質疑ある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第98号議案の質疑を終わります。

次に、第85号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第85号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第8号） 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。

質疑ある方は挙手をお願いします。

○西岡真一委員

日本語弁論大会ですけれども、来年度は佐賀市ということで、過去の掲載を見ていると、
第59回が長崎市ですか。ちょっと九州に早くも回ってきたというのはどういう理由からと
か、恐らく国の外郭団体あたりから打診はあったと思いますけれども、開催地のバラ
ンスといいますか、最近、九州であったばかりなのにまた佐賀に回ってきたとか、その
辺は何か説明とかあったでしょうか。

○国際課国際交流係長

誘致に至りました経緯についてでございますけれども、まず、この大会に応募するには、

いわゆる手挙げ方式といいますか、うちのほうでやらせてくださいという方式になっております。

どうして佐賀市なのかといいますと、今年3月末の在住外国人が約2,000人住んでいらっしゃるということで、多文化共生について市民の理解を深めたいということがまず1点。それから、佐賀県のほうから、こういった弁論大会がありますよということで御紹介もいただきました。その際、佐賀県内ではまだ誘致されていなかったということもありましたものですから、佐賀市で検討いたしました結果、誘致することに決定したということになります。以上です。

○西岡真一委員

大体分かりました。委託料で上げてありますけれども、来年度分も委託ということになるわけですね。委託先はどこになりますか。

○国際課国際交流係長

委託につきましては、プロポーザル方式で業者の決定を計画しております。

他市の開催の状況を見てみますと、全て市の職員で行っていたということをお聞きしております。人件費等も含めまして多額の経費が、それから事務量も必要になるものですから、現在の国際課の人員等を鑑みまして結果、業務を委託できる部分については、業者に委託してはどうかということで、業務委託ということで予算を上げさせていただいております。

佐賀ならではの大会にしたいということもありまして、民間のノウハウを生かしまして、また、市内のそういう企画イベント会社等の支援も、このコロナ禍で必要ではないかということで検討いたしまして、業者に委託できる部分については委託をということで委託料を計上させていただいております。以上です。

○西岡真一委員

実行委員会とかそういうのを作るわけじゃないわけですね、来年度も作らないわけですかね。

○国際課国際交流係長

そういった組織を作るのではなくて、あくまでも今回プロポーザルによって決定させていただく業者と、今後、いろいろ詰めていきまして、この日本語弁論大会を開催していきたいというふうに思っています。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

○白倉委員

同じ件なんですけれども、在留外国人約2,000人というのは佐賀市内ですよ。県内には恐らく6,000、7,000ぐらい増えているからおられると思うんですけれども、主催はあくまで佐賀市なんですけれども、県内初ということですので、ほかの自治体との何か協力体

制とかそういうのはあるんですか。7,000人県内おられる中でですね。

○国際課国際交流係長

あくまでも主催といたしましては、佐賀市、それから国際交流基金、それから国際教育振興会の三者の共催ということになります。もちろん県の国際課、それから県の国際交流協会等にも連携をお願いして、県内の各関係団体、市町等にも広報させていただきまして、多くの方に来場していただきまして開催したいというふうに思っています。

○白倉委員

それともう一点、委託なんですけれども、これは全く白紙の状態でプロポーザルをかけられるんですか。というのが、国際交流関係に明るい団体が幾つかあるんですよ、市内にもありますし、県にはもちろんありますし。だから、ターゲットを絞ってされていくのか、どんなふうにお考えなんですか。

○国際課国際交流係長

こちらから業務に係ります仕様書というものをもちろん提示させていただいて、これから開催までの年間のスケジュールですとか、あと、後援団体というのを募ることにはなるんですけれども、協賛金を集めていただいたりとか、出場者への協賛品を御提供いただける企業を回っていただいたりとか、そういう部分とかをお願いしようというふうには思っていますので、民間でできるノウハウを極力生かしていただきたいなというふうには考えているところです。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようですので、第85号議案の質疑を終わります。

次に、第14号報告について執行部に説明を求めます。

◎第14号報告 専決処分の報告について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けしますが、質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、ここで、先日、決算議案審査で質疑があってございましたマンホールトイレ附属品の件について執行部から説明したいということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、資料を配付いたします。

◎追加資料配付

◎追加資料説明

○松永幹哉委員長

ただいまマンホールトイレ関係の決算議案の審査で指摘があった分について説明がありましたけども、委員の皆様からの御質疑をお受けします。

○松永憲明委員

一番表のほうの春日北公民館と、それから、市の健康運動センターのサッカー・ラグビー場のところの付属品購入がなされていないという報告はあったんですけども、それでは、ここはどうするんですか。ちょっとそこが説明がなかったから。

○杉町消防防災課長

ここについては、現、備蓄関係の予算のほうで整備をすぐに行っていきたいと考えております。

○松永憲明委員

早急にやるということですね、12月補正あたりでもやるということですか。

○杉町消防防災課長

現在、備蓄関係の予算等ございますので、その中で、例えば、入札を行って、まだ幾らか余っている分とかがございますので、そういったものを使って整備を行いたいというふうに考えております。

○平原委員

付属品購入についてはそういうことでやってもらうんだけど、そもそもが春日北については簡易トイレというかな、この頃見せてもらったトイレじゃないでしょう。それも含めて入れ替えるということでもいいんですかね。マンホールトイレじゃなかったじゃないですか、春日北校区は。もう既にマンホールトイレじゃないものを配置されておったでしょう。だから、マンホールトイレは整備されるんですかと聞いているんです。

○杉町消防防災課長

マンホール自体は大きさとしては普通整備しております40センチメートルのタイプではなくて20センチメートルのマンホールで整備されております。

あと、簡易トイレですね。その上に乗せて使う簡易トイレやテント等、そういったものは既に公民館のほうに設置させていただいております。

○平原委員

簡易トイレを既に配置はされているけど、それをマンホールトイレとして使えるんですか。

○杉町消防防災課長

使用は両方ともできますので、マンホールトイレ用としてそれは使用できます。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

○久米勝博委員

現在、指定避難所で8か所ですね、平成24年以降ということで。あとの指定避難所の公

民館、随時また今からもしていくんですか。

○杉町消防防災課長

この後にも公民館の新設は今からも続いていきますけれども、そういったところには随時、このマンホールトイレを同じように整備していく予定でございます。

○久米勝博委員

そしたら、新設のときだけということですね。

○杉町消防防災課長

そのとおりです。

○久米勝博委員

そしたら、それ以前のとは全然手をつけないということなんですかね。

○杉町消防防災課長

今の整備の仕方としては、今申し上げましたような公民館の建て替えに合わせて、そういう配管等も全てやりますので、その時期に合わせてマンホールトイレを整備していく方針でございます。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

○西岡真一委員

細かいところですが、管理台帳というのはマンホールトイレの管理台帳という理解でよろしいですか。

○杉町消防防災課長

はい、マンホールトイレについて、市の施設のこういったところにマンホールトイレがあるのかということを全てこういう台帳でまとめて整理していきたいと考えております。

○西岡真一委員

こういう把握漏れというのがあったというのはやはり、こういう整備というのを各部署でそれぞれやっていて、消防防災課が全部把握し切れてはいないというところもあると思いますので、何らかこういう防災備蓄物資まで含めて、どこかで、消防防災課とは言いませんけれども、防災のときに必要になるこういう備品、それから物資の管理、在庫の把握というのをどこか庁内で一元化するということはできませんでしょうかね。それが消防防災課だけで持っているといいますと、消防防災課の業務というのはほかにもたくさんあると思いますので、これにばかり忙殺されているわけにもいかないと思うんですよ。何かそういうルール作りというか、例えば、防災備蓄のこういう備品を買うときには消防防災課に合議を要するとか、そういうので把握はできると思いますし、それから、在庫の管理というのも、今、外部委託されていると思いますけれども、そういう情報を各部署で何とか共有できるようにするとか、防災課が持っていたらいいんでしょうけれども、ほかにも買っているところはあるかもしれないですからですね。何かそういうルール作りを検討さ

れてはどうかと思いますけれども、これは総務部長どうでしょうかね。

○池田総務部長

基本的には防災用具、防災倉庫に入れている分、それから拠点備蓄倉庫に備蓄している分、消防防災課のほうで管理しております。ほかのところでは防災用として買う備品があるとすれば、そこはもう消防防災課のほうに協議していただく、そういう庁内の声かけ、これは行っていきたいと思います。

○白倉委員

マンホールトイレのことで、ちょっと話戻って申し訳ないんですけども、今度決算でこれが今資料出していただきましたけれども、これは何といいますかね、このマンホールトイレ、トイレというものが仮設とか簡易とか、マンホールというのが非常に今、注目を浴びているんですけども、それはちゃんとした計画に基づいて推進されていくものなんですか。例えば、下水道部署なんかと連携しながら、きちっとした計画の下で整備をこれからも進めていく。うちの場合は今、新設、新設というところはずっと整備していただいているんですね。それはもちろん大事なことなんですけれども、トイレというのは絶対不可欠な生理現象なので、その辺のところのきちっとした計画というのはなされていないでしょうか。

それともう一点は、例えば、福祉避難所なんかで、一次避難所と福祉避難所を兼ねているところというのはいっぱいありますね。ところが、この対象の年の前に造られているというふうなところに関しては、後からマンホールトイレを造るということは不可能なんですか。上を空けて、下水管が通っているわけですから、その辺はどういうふうにと考えた方がいいのでしょうか。

○杉町消防防災課長

このトイレですけれども、確かに災害時、避難者の方も一番必要になってくるものがございます。このトイレの重要性というのは当然私どもも認識しております。今、うちのほうでは備蓄関係として、先ほど申し上げました簡易トイレ、それから組立て式の段ボールの箱で、簡単に組立てて長方形の箱を作りまして、その上に便座用の穴が空いているタイプで、中に処理袋を入れて簡単に用が足せるというようなものも整備しております。

だから、今のところそういった簡易トイレ、この簡易トイレも処理袋というのを下につければ、マンホールじゃなくても使用はできるようになっておりますので、そういったものと、先ほどの組立て式のトイレを併せて、備蓄を現在行っております。それに加えて、新築といいますか、新しく整備される公民館などについては、その機会を利用して整備を行っていくというところでございます。

今既存の公民館のほうに整備をできないかということでございますけれども、それはちょっと関係の下水道部署とかそういったところにも協議をする必要はございますし、意見も聞かなければいけないと思っております。

1番は新設の際に、そういう配管等も全てされますので、その機会を利用して整備していくというのが一番ではないかというふうに今のところは思っているところです。

○白倉委員

今、説明していただいたことは分かっているんですね。自治体によっては、災害基本法の位置づけの中でトイレをどうするかということをしっかり考えて、下水道部署と連携しながら計画的にやっぺいこうというところも多々あるわけですよ。ですから、佐賀市の場合は、幸い今まで長期化したような避難所開設というのはなかったんですけども、災害基本法では、もちろんそういうことを想定しながら進めていくわけで、簡易トイレとか、ある程度限度が出てくるんですね。そういうところも計画的にきちっと位置づけて、例既存施設で、下水道部署と連携されながらマンホールトイレの整備を計画的にしている自治体はいっぱいありますよ。特に福祉避難所と兼ねているような一次避難所に関しては、そういうのをやっぺいこうとかいろんな計画に基づいて——新築、新築とそれは大事なことなんですが、ある程度限られるんですね。ですから、そういうこともしっかり位置づけた中で、マンホールトイレは進めていただきたいと要望したいんですが。

○池田総務部長

おっしゃることは認識しております。マンホールトイレは地下の下水道の配管に係る部分でございますので、ちょこちょこっと改築してできるというわけでもございません。ですので、今のところ新築をとということでやってきております。

ただ、おっしゃるように、下水道のほうとは話をしてみたいと考えております。今後の課題とさせていただきたいと思ひます。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

○村岡副委員長

先ほどの備品管理の管理台帳の件なんですけれども、この資料の2ページ目に、施設管理部署と利用部署で情報漏れや見落としを防ぐということが管理台帳の目的だと思うんですね。先ほどマンホールの件だけみたいな感じでおっしゃいましたけども、あくまで公民館のほうと消防防災課で避難所に関わる備品、備蓄、こういったものが共有できていないと、管理台帳はしっかりその辺のところを情報共有できるような形のものでないと意味がないと思ひますので、もう一度この点について、管理台帳の作成の部分、中身についても、もう一度検討いただけないかなと思ひますけど。

○杉町消防防災課長

ここにはあくまでも今の案ということで挙げております。委員おっしゃられましたように、それを実際に避難所で活用する部署においても、こういう備品があるよということもしっかり把握していただひておく必要がございますので、その辺については含めてこの台帳等の共有、どういった形がいいのかというのを改めて検討して作っぺいきたいと思ひま

す。

○村岡副委員長

そういう意味では、全部を取りまとめる消防防災課のほうと各公民館そのもの、避難所となり得るところそのもので、同じ内容の台帳で管理するというのが基本になってくると思いますので、その辺のところまで整備のほうをお願いしたいと思います。

○杉町消防防災課長

十分に関係部署と協議しながら、きちんと供用できるように作成していきたいと思えます。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようですので、これで総務部に関する質疑を終わります。

総務部の職員の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

皆様にお諮りしますが、休憩を取りたいと思えます。再開については11時10分に再開します。暫時休憩します。

◎午前11時02分～午前11時10分 休憩

○松永幹哉委員長

それでは、総務委員会を再開します。

企画調整部に関する議案の審査に入ります。

第79号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第79号議案 令和元年度西佐賀水道企業団水道事業会計決算 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。

質疑ある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第79号議案の質疑を終わります。

次に、第85号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第85号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第8号) 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。

質疑ある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようですので、以上で企画調整部に関する議案の質疑を終わります。

企画調整部の職員の皆様は退室されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。

第85号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第85号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第8号) 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について質疑ある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

今の説明なんですけれども、国からの限度額の1,100万円というのは、逆に、じゃ、そのあとの分、600万円ぐらいですね、それはもう市の一般財源の持ち出しということなのか。それと国からの1,100万円というのは、これは自治体によって違うのか、算定金額というのは。そこをちょっとお願いします。

○片渕市民生活課長

不足額につきましては佐賀市の一般財源となります。

それから、補助金につきましては、人口規模に応じて限度額が決まっております、佐賀市の場合は10万人超30万人以下ということで、限度額が1,109万8,000円ということになっております。以上です。

○白倉委員

大幅な、いろんな付記するものがあつてのシステム改修なんですけれども、基本、今まで国が100%出してくるものとかいろいろあつたんですが、これに関してはどういう説明を受けておられるんですか。もう致し方ないと、国からそういうふうな限度額、佐賀市は1,100万円しか出ませんよということで、もう致し方ないというふうなことなのか、ちょっとそこを説明をお願いできますか。

○片渕市民生活課長

この件に関しましては住民基本台帳システムのほうで限度額を超えております。戸籍附票のシステムのほうは限度額内に入っているんですけれども、合わせまして限度額いっぱいになっております。上限額と示されている部分につきましては、国のほうにも要望等してまいりましたけれども、他の自治体についても、この基幹システムのほうで上限額を上回るケースが多いというふうな伺っております、それ以上は見込めないという回答をいただいております。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

○福井委員

上の欄の償還金の分で高額の還付が起こってきているということで、件数はどれぐらいになるのでしょうか。

○市民税課諸税係長

法人市民税の償還金で、今年度、現時点で約330件となっております。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、以上で市民生活部に関する議案の質疑を終わります。

市民生活部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

地域振興部に関する議案の審査に入ります。

第99号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第99号議案 循誘公民館新築（建築）工事請負契約の締結について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様の御質疑をお受けします。

質疑ある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

循誘公民館の新築（建築）工事なんですけれども、1回目は全て予定価格を上回ったということで、もちろん工事見直し、設計見直ししないと次またかけられないんですけれども、そのところをもう少し詳しく言っていただけますか。どの辺でどういうふうに設計見直しといたしますかね、もちろん基本的なところは変わっていないと思うんですけれども、どれぐらいの単価を下げるといたしますかね、その辺ちょっとお願いできますか。

○建築住宅課建築第一係長

循誘公民館の改築工事に係る設計の見直しにつきましては、もともと工事の中に含まれておりました屋外倉庫を一旦本体工事から外しまして、あと単価については見積業者に再度聞き取り等を行いながら、最新の単価に打ち替えて発注いたしております。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようですので、第99号議案の質疑を終わります。

次に、第85号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第85号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第8号） 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様の質疑ある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので85号議案の質疑を終わります。

それでは次に、第12号報告について執行部に説明を求めます。

◎第12号報告 令和元年度佐賀市一般会計継続費精算報告書の報告について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑ある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、地域振興部に関する議案の質疑を終わります。

地域振興部の職員は退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、本日の審査に関しまして、現地視察の希望はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で当委員会に付託された議案の審査を終わります。

次に、9月16日の委員会においてまとめた決算議案での意見提言であります。これは先日、サイドブックスにも上げて赤消しの分まで含めて上げておりました。それが9月30日に附帯決議として採決した上で、10月3日の本会議において決議案を委員長名で提出する運びとなっています。附帯決議の文案については、先日の文案から字句の整理等いたしまして、掲載しております。

また、先日まとめた意見提言を行う理由背景については、決議を市長に送付する際に資料として添付することとなっております。こちらについても、タブレットに上がっておりますので、内容について確認いただき、何かありましたら発言をお願いいたします。

事務局のほうでも再度、文言の整理をしていただきまして、ちょっと赤消しの分が多くなっておりますけれども、分かりやすくなっているとは思いますが。これでいいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、この形で明日9月30日に採決を行いたいと思います。

それでは、次の委員会は9月30日午前10時からとなります。

これで本日の総務委員会を終了します。

令和 年 月 日

総務委員長 松 永 幹 哉